

特定技術基準対象施設に関する報告の徴収 及び立入検査等について

平成27年2月4日
港湾局 技術企画課

特定技術基準対象施設への報告徴収、立入検査等

港湾法【平成25年6月5日公布、平成26年 6月1日施行】

第56条の2の21(特定技術基準対象施設を管理する者に対する勧告等)

- ・港湾管理者は、技術基準対象施設であつて、非常災害により損壊した場合に船舶の交通に支障をおよぼすおそれのあるものとして国土交通省令で定めるもの(以下「特定技術基準対象施設」という。)のうち、港湾管理者以外が管理するものが、技術基準に適合しなくなり、かつ、損壊した場合に船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。(第1項)
- ・港湾管理者は、勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる(第2項)

第56条の2の22(国土交通大臣への報告等)

- ・国土交通大臣は、港湾管理者に対し、その管理する港湾における特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し必要な報告を求め、又は技術的な援助をすることができる。

第56条の5(報告の徴収等)

- ・港湾管理者は、港湾管理者以外が管理するものに対し、特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、施設を管理する者の事務所等に立ち入り、維持管理の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査することができる。(第3項)

第61条(罰則)

- ・第56条の5第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者(30万円以下の罰金)(第8項第5号)

港湾法施行令

第19条 技術基準対象施設を規定

第22条第2項【平成26年 5/30公布、6/1施行】

法第56条の2の22の国土交通大臣の職権について、地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。
※沖縄については、内閣府設置法第44条により、沖縄総合事務局が所掌

港湾法施行規則【平成26年 4/14公布、6/1施行】

港湾区域内及び港湾区域外20m以内の地域に存する次に掲げるものとする。

- ・外郭施設
- ・係留施設
- ・橋梁並びにトンネルの構造を有する道路、鉄道及び軌道
- ・固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械
- ・廃棄物埋立護岸

特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドライン【平成26年7月】

- ・報告徴収及び立入検査の実施手続き、方法、技術基準適合性の確認方法 等

(特定技術基準対象施設を管理する者に対する勧告等)

第五十六条の二の二十一 港湾管理者は、技術基準対象施設であつて、外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるものとして国土交通省令で定めるもの(以下「**特定技術基準対象施設**」という。)のうち、港湾管理者以外の者(国及び地方公共団体を除く。第五十六条の五第三項において同じ。)が管理するものが、**技術基準に適合しなくなり、かつ、非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該特定技術基準対象施設を管理する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。**

2 港湾管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が、**正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。**

(報告の徴収等)

第五十六条の五

3 港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、**港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対し、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定技術基準対象施設を管理する者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況若しくは当該特定技術基準対象施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる**

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

○港湾管理者以外の者が管理する特定技術基準対象施設が①かつ②に該当する場合は、必要な措置をとることを勧告、命令することができることを規定した。

①技術基準(建設又は改良時)に適合していない

②非常災害により損壊した場合、船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがある

○港湾管理者は、特定技術基準対象施設の管理者に対して、報告徴収又は立入検査を実施できることを規定した。

⇒ 維持管理計画等に基づき、点検等の維持管理を適切に行っているか等を確認

(国土交通大臣への報告等)

第五十六条の二十二

国土交通大臣は、港湾管理者に対し、その管理する港湾における特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し必要な報告を求め、又は技術的な援助をすることができる。

(罰則)

第六十一条

8 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

五 第五十六条の五第一項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

- 国は、港湾管理者から、管理する港湾の特定技術基準対象施設(港湾管理者が管理する施設も対象)の維持管理状況の報告を求めることができることを規定した。
- 国は、特定技術基準対象施設の維持に関し、必要な技術的な援助を実施できることを規定した。
- 報告の徴収及び立入検査に関する罰則を規定した。

(特定技術基準対象施設)

第二十八条の二十二 法第五十六条の二の二十一第一項の国土交通省令で定める技術基準対象施設は、**港湾区域内及び港湾区域外二十メートル以内の地域内に存する次に掲げるものとする。**

- 一 外郭施設
- 二 係留施設
- 三 橋梁並びにトンネルの構造を有する道路、鉄道及び軌道
- 四 固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械
- 五 廃棄物埋立護岸

(報告の徴収等)

第三十八条

- 3 法第五十六条の五第三項の規定により港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対し、**当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。**
- 4 法第五十六条の五第一項の規定による立入検査に係る同条第四項の規定による証明書は第十号様式によるものとし、同条第二項の規定による立入検査に係る同条第四項の規定による証明書は第十一号様式によるものとし、同条第三項の規定による立入検査に係る同条第四項の規定による証明書は第十二号様式によるものとする。

○特定技術基準対象施設の対象施設を規定した。

○報告の徴収にあたっての方法等を規定した。

⇒ 詳細な方法等はガイドラインを参照

「特定技術基準対象施設」について

○特定技術基準対象施設の考え方

船舶が航行する可能性のある水域に隣接していること、非常災害により損壊した場合に、その構造特性から水域の影響を及ぼす程度を勘案して規定

①船舶が航行する可能性のある水域に隣接

非常災害により損壊した場合に船舶の交通に支障を及ぼすという観点から、水域内及び水域に隣接する陸域にあるものを対象とし、港湾区域内及び港湾区域の水際から、陸側20mに存する技術基準対象施設を特定技術基準対象施設と規定した

②構造特性から水域の影響を及ぼす程度

施設が損壊したとしても、船舶の交通に影響が軽微である施設(平面的な構造物)や、影響が一時的な施設(撤去が容易なもの)については対象外とし、特定技術基準対象施設は、外郭施設、係留施設、橋梁及びトンネル、固定式及び軌道走行式荷役機械、廃棄物埋立護岸とした。

○特定技術基準対象施設の概数

特定技術基準対象数 : 51,100の内数 = 大臣への報告対象数 (法56の2の21)

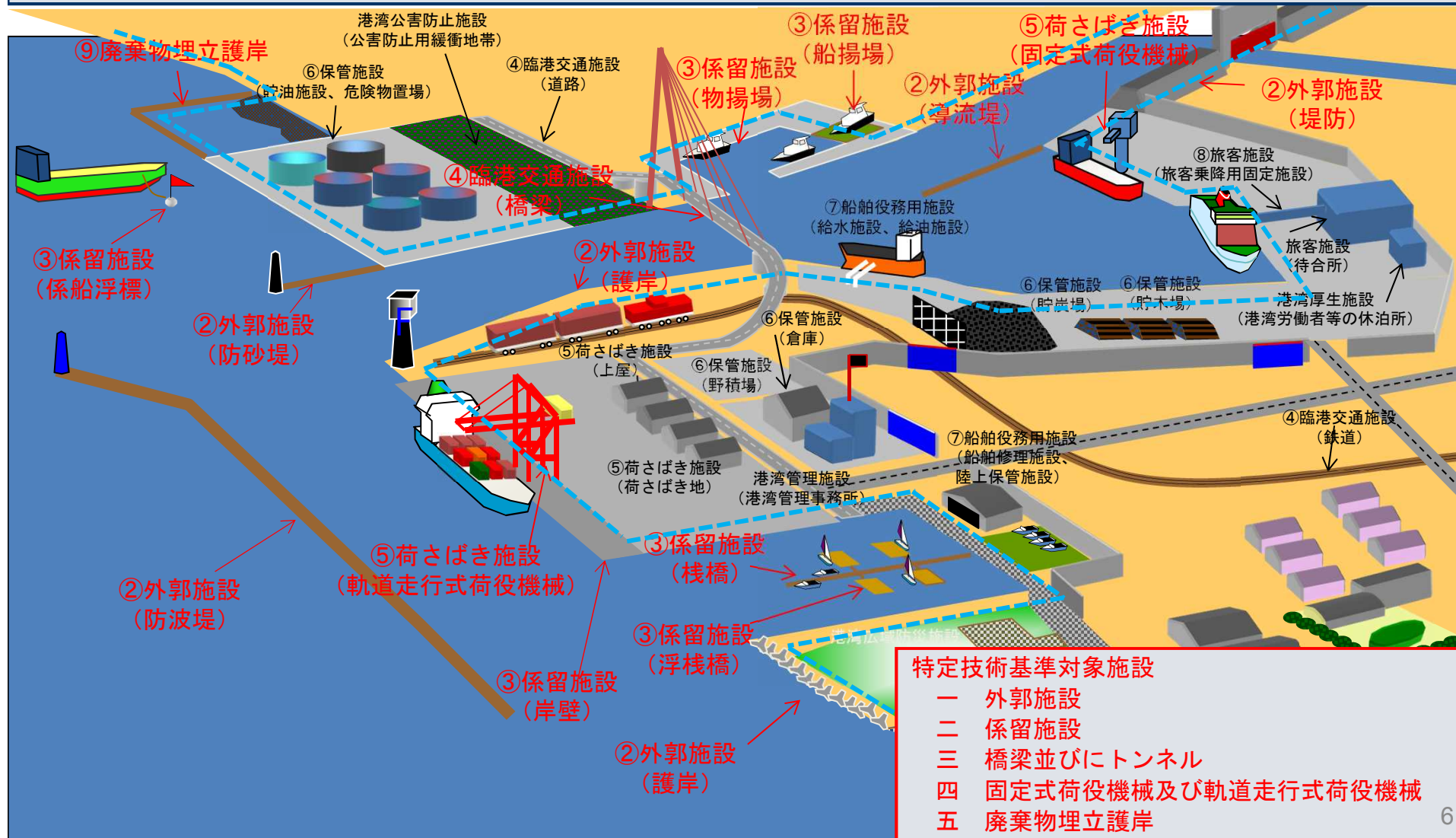
報告徴収・立検対象数 : 12,100の内数 (法56の5③)

施設名	施設概数		
	合計	民間	公共
外郭施設	22,200	3,900	18,300
係留施設	18,200	5,000	13,200
臨港交通施設 (橋梁並びにトンネル)	7,300	70	7,200
荷さばき施設 (軌道走行式及び固定式荷役機械)	3,300	3,000	300
廃棄物埋立護岸	210	10	200
特定技術基準対象施設	<u>51,100</u>	<u>12,100</u>	39,000
技術基準対象施設	85,600	30,200	55,400

特定技術基準対象施設のイメージ

技術基準対象施設（港湾法施行令第19条より）

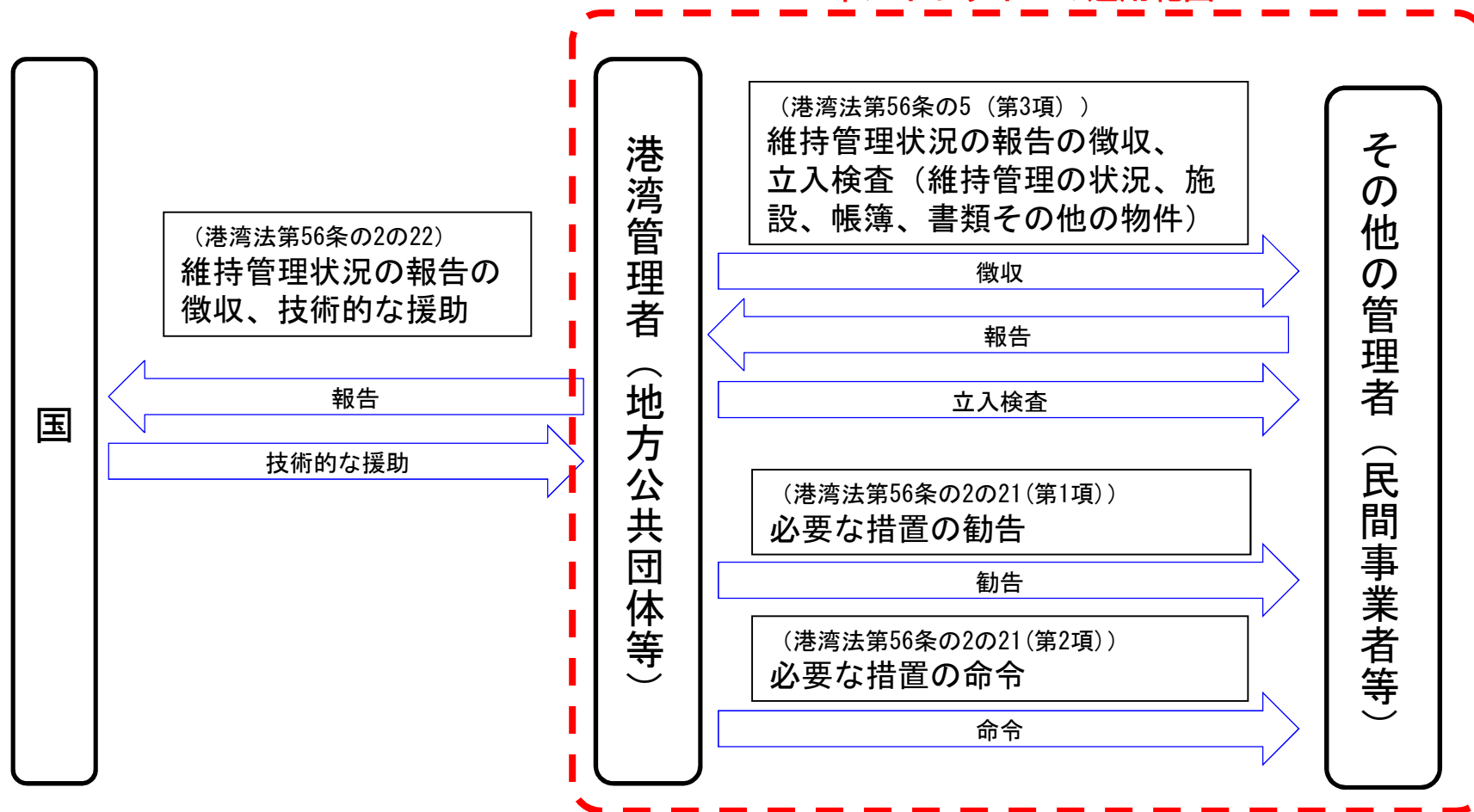
- | | | |
|----------|-------------------------|-----------|
| 一 水域施設 | 五 荷さばき施設 | 九 廃棄物埋立護岸 |
| 二 外郭施設 | 六 保管施設 | 十 海浜 |
| 三 係留施設 | 七 船舶役務用施設 | 十一 緑地及び広場 |
| 四 臨港交通施設 | 八 旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設 | |



- 特定技術基準対象施設**
- 一 外郭施設
 - 二 係留施設
 - 三 橋梁並びにトンネル
 - 四 固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械
 - 五 廃棄物埋立護岸

本ガイドラインは、港湾管理者が、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対して、特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し報告の徴収及び立入検査等を行う場合の、手続き、方法等の考え方についてとりまとめたものである。

本ガイドラインの適用範囲



本ガイドラインの実施上のポイント

1. 報告の徴収

- (1) 港湾管理者は、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対して、特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関して報告を求めることができる。（港湾法第56条の5第3項）
- (2) 港湾管理者は、特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関して報告を求める場合は、報告すべき事項、報告の期限等を明示しなければならない。（港湾法施行規則第38条第3項）
- (3) 港湾管理者は、報告された事項から、特定技術基準対象施設の維持管理状況について把握し、確認を行う。

2. 立入検査

- (1) 港湾管理者は、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対して、その職員に、当該施設を管理する者の事務所等に立ち入り、維持管理の状況、当該施設、帳簿、書類等を検査させることができる。（港湾法第56条の5第3項）
- (2) 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。（港湾法第56条の5第4項）
- (3) 港湾管理者は、立入検査の結果を踏まえ、適切に特定技術基準対象施設が維持管理されているかを確認し、検査結果を、当該施設を管理する民間事業者等に通知する。

3. 勧告・命令

- (1) 港湾管理者は、特定技術基準対象施設のうち、港湾管理者以外の者が管理するものが、技術基準に適合しなくなり、かつ、非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該施設を管理する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。（港湾法第56条の2の21第1項）
- (2) 港湾管理者は、勧告を受けた者が、正当な理由が無く、勧告に係る措置をとらなかったときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。（港湾法56条の2の21第2項）

報告徴収様式について

- (1) 報告徴収様式は、港湾台帳（港湾法施行規則 第5号様式）を基に、特定技術基準対象施設の維持管理状況を確認するために必要な項目を追加して定めた。
- (2) 報告徴収様式は、電子データにより報告を受けると効率的である。

